

令和7年（2025年）9月26日

懲戒処分について

- 1 被処分者 熊本市立中学校教諭（男性・43歳）
- 2 処分内容 免職
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和7年（2025年）9月26日
- 5 事実の概要 ・被処分者は、令和7年（2025年）7月、校内において、女子生徒に対し、抱き締めて、突然キスをした。
- 6 関係者の処分 なし

【参考】懲戒処分の指針（抜粋）

第2 標準例

3 性犯罪等

(1) 児童生徒等に対する性暴力等

ア 児童生徒等に対して、児童生徒性暴力等を行った職員は、免職とする。

※ 「児童生徒性暴力等」とは

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等のほか、軽犯罪法（昭和23年法律第39号）、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）、熊本県迷惑行為等防止条例（昭和39年熊本県条例第58号）等に違反するわいせつな行為等をいい、刑事事件として有罪となることを要しない。

問合せ先
熊本市教育委員会事務局教職員課
TEL：096-328-2720
課長：上村 清敬